

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第25期 第24回
別海町農業委員会総会議事録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和7年5月21日 開会

別海町農業委員会

第25期 第24回総会

別海町農業委員会議事録

(令和7年5月21日)

○開催日時 令和7年5月21日（水）
午前10時00分から午前11時00分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|-------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 2 | 報告第2号 | 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第3号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 4 | 議案第1号 | 農地法第18条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 5 | 議案第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議案第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第5号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 9 | 議案第6号 | 令和7年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について |
| 日程第 10 | 議案第7号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 11 | 議案第8号 | 令和6年度農業委員会による最適化活動の点検・評価について |

○出席委員（25名）

会長代理 26番 信加夫藤重真勝純

祐	良	忠義昌	一知
藤部	毛田	木谷	川田
加阿	石山	佐猿	市石
7	佐々	伊岡	小伊岡
9	1	1	1
1	1	2	4
1	3	1	6
1	5	1	8
1	7	2	1
1	9	2	4
2	2	2	2
2	5	5	5

○欠席委員（2名）

20番 岸 本 正 明 23番 目 黒 英 夫

○農業委員會事務局出席職員

事務局	事務局長	川畑智明
総務担当	主幹	瀬成広子
農地調整担当	主幹	大山晋作
農地調整担当	主任	沼倉正広
農地調整担当	主事	加藤智也

○傍聽人 (0名)

○議事録署名委員

21番 伊藤一吉 22番 豊島千秋

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和7年11月11日

署名者

議長 信夫 重勝

議席21番 伊藤 一吉

議席22番 豊島 千秋

◎開会宣言

○事務局（川畠事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

(会務報告がある)

本日は報告3件、議案8件ですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第24回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は25名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては20番岸本委員、23番黒木委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。21番伊藤委員、22番豊島委員。以上2名を指名しますので、よろしくお願ひいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第1 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり受理したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

本案は、4月1日付け別海町農業委員会専決規程の改正に伴い総会での報告が追加となったものです。農地法第3条の3第1項の届出については、農地法第3条第1項の許可を受けて権利を取得する場合、及び、同項各号に規定する権利の取得に許可が不要なもの以外で農地等の権利を取得した場合に届け出なければならないとされているものです。事由としましては、相続や法人の合併などでの権利取得が主なものとなります。それでは、議案を朗読させていただきます。

利を取得した日、令和7年3月9日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和6年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和7年4月16日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、4番阿部委員。2号につきましては、9番木幡委員にお願いいたします。

それでは、1号につきまして4番阿部委員お願いいいたします。

○4番 阿部委員

はい、説明いたします。4月16日に見てきまして、整地が完了していましたので、よろしいかと思います。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして9番木幡委員お願いいいたします。

○9番 木幡委員

はい、御説明いたします。4月16日に見てまいりました。整地されていましたのでよろしいかと思います。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

報告第2号につきまして委員説明が終わりました。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第3号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。令和7年4月22日に別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4に基づく審査に係る意見が求められ、令和7年4月30日に意見書

を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は4件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。なお、今回はすべて変更の認定区分となっております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、3号につきましては○番○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第4 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は3件ございます。なお、貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

利用権の種類、賃借権。契約期間、令和6年6月25日から令和9年6月22日まで。合意解約成立の日、令和7年5月1日。土地の引渡しの時期、令和7年5月1日。

次号から3号までの契約の内容、利用権の種類につきましては同文のため朗読を省略させていただきます。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めてます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第5 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第5 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査

表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から3年間。賃貸価格は年間〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇〇〇〇〇円となっております。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号から5号につきましては、21番伊藤委員。6号及び7号につきましては、17番及川委員。8号につきましては、16番石田委員。9号につきましては、21番伊藤委員にお願いいたします。

それでは、1号から5号につきまして21番伊藤委員お願ひいたします。

○21番 伊藤委員

はい、御説明いたします。1号〇〇さんと〇〇〇〇〇〇の双方の合意による賃貸借案件です。2号は〇〇さんと〇〇さんの賃貸借案件です。3号4号5号については、貸人〇〇〇さんと〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの賃貸借案件です。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号及び7号につきまして17番及川委員お願ひいたします。

○17番 及川委員

はい、御説明いたします。6号7号共に3条による賃貸案件です。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、8号につきまして16番石田委員お願ひいたします。

○16番 石田委員

はい、説明いたします。親子間で結んでいる使用貸借が切れる事から、再度40年間で更新するという案件です。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、9号につきまして21番伊藤委員お願ひいたします。

○21番 伊藤委員

はい、説明いたします。○○○さんと○○○○○○との3条使用貸借更新案件です。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第6 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第6 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、○○○○○○、面積、計○○

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、8番山田委員。2号につきましては、17番及川委員にお願いいたします。

それでは、1号につきまして8番山田委員お願いいいたします。

○ 8番 山田委員

はい、御説明いたします。昨年11月15日に伊藤委員、岸本委員、事務局で現地を確認しております。現地は、作業の動線に支障がなく、設置する機械は最小限の面積であり、問題ないものとして見てまいりました。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして17番及川委員お願ひいたします。

○17番 及川委員

はい、御説明いたします。5月9日に豊島委員、伊藤委員と見てまいりました。建物が多く建っていて、空地はここしかなく、問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第3号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案どおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして、17番及川委員にお願いします。

○ 17番 及川委員

はい、説明いたします。5月9日に豊島委員、伊藤委員と一緒に見てまいりました。住宅前の場所で林になっており、畠ではないので問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めるまます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第8 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第5号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は農地売買等事業における公社一時貸付の解約に伴う貸付先の変更による利用権設定の4件となっております。それでは朗読させていただきます。なお、設定する利用権につきましては、始期、終期、借賃、借賃の支払いの方法のみを朗読させていただきます。

次号から第4号までの利用権の設定をする者、設定する利用権の始期、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係、調整委員、次号から第3号までの設定する利用権の終期については同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで調整に当たられた委員の説明を求めます。

1号から4号につきまして、25番大内委員にお願いします。

○25番 大内委員

はい、説明いたします。1号から4号まで保有合理化事業の始まりの時は〇〇〇さんが契約したのですが、その後、経営が息子の〇〇〇さんに変わり、1号は息子に再契約、2号3号4号は、不要となった土地を近隣の方に引継いでいただくものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。それでは議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の举手を求めます。

○委員

(举手なし)

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第9 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第6号「令和7年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第6号、令和7年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について。

令和7年度別海町農地移動あっせん指導価格を次のとおり定める。

本町のあっせん指導価格につきましては、平成10年に80万円を上限と設定して以降変更はございません。現状を踏まえまして、令和7年度においても価格の設定は畠1ヘクタール当たり80万円を上限とするものであります。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、あっせん指導価格の設定に関する案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第6号を原案のとおり設定することに決定します。

◎目程第10 議案第7号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第7号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第7号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は3件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たら

れた委員の説明を求めることがあります。1号につきましては、17番及川委員。2号につきましては、22番豊島委員。3号につきましては、16番石田委員にお願いします。

それでは、1号について、17番及川委員よろしくお願ひいたします。

○17番 及川委員

はい、説明いたします。林になっており、木が多く生えている状況でした。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして22番豊島委員お願ひいたします。

○22番 豊島委員

はい、説明いたします。5月9日に現地調査を行い、非農地であることを確認してきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきまして16番石田委員お願ひいたします。

○16番 石田委員

はい、説明いたします。5月13日に現地を見てきました。盛土されており、非農地であることを確認しましたので、よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

議案第7号の委員説明が終わりました。ここで議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めてます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第7号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎日程第11 議案第8号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第8号「令和6年度農業委員会による最適化活動の点検・評価について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第8号、令和6年度農業委員会による最適化活動の点検・評価について。農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け

3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知) に基づき、当農業委員会における令和 6 年度の最適化活動の点検・評価を次のとおりとする。

本議案の概要としまして、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（最適化活動）を実施することとされており、その実施に当たっては、透明性を確保する必要があることから、令和 4 年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、実施状況及び達成状況を公表するとともに、北海道知事など関係機関への報告が必要となることから、令和 6 年度に設定した最適化活動の目標の設定等に係る点検・評価について、本議案のとおり取りまとめたものであります。

30 ページをお開きください。I 農業委員会の状況については、目標設定と同じく令和 6 年 4 月 1 日現在の内容について記載しております。

次に 31 ページをご覧ください。上段からの「1 最適化活動の成果目標」「(1) 農地の集積」の①現状及び課題、②目標については目標設定時の数値となっております。③の令和 6 年度の実績としましては、令和 6 年度の新規集積面積は 2,456 ヘクタール、令和 6 年度末の集積面積の累計については 6 万 4,219 ヘクタールであり、年度末の集積率は 101.6 % となっております。目標に対する達成状況については、97.6 % となっていますが、新規集積面積の目標 34 ヘクタールに対し、実績の新規集積面積が大きく上回っていることから、農業委員会の点検結果については「新規集積面積の目標に対し、目標以上の農地を集約することができた」としております。

31 ページ下段から 32 ページ中段までは「(2) 遊休農地の発生防止・解消」の項目となります。現状遊休農地は発生していないことから、32 ページの点検結果については「農地パトロールなどの活動により遊休農地の発生を防止をすることができた。」としております。

32 ページ下段から 33 ページ上段にかけては「(3) 新規参入の促進」の項目となり、①現状及び課題、②目標については目標設定時の数値となります。③実績としましては、参入経営体数が 2 件、取得農地面積が 170.2 ヘクタールとなり、農業委員会の点検結果としましては「新規参入者の状況に応じた農地の集約化を図ることができた。」という評価としております。

33 ページ中段、「2 最適化活動の活動目標」の(1) 最適化活動を行う日数目標、(2) の活動強化月間の設定の①目標については、目標設定時の数値となります。①の目標に対する②の実績については、取組時期の 4 月から 6 月におきましても、貸付け売買等の農業委員による意向確認やあっせん会議等の実施等について行われていることから記載のとおりの実績しております。

次に 34 ページになりますが、(3) 新規参入相談会の参加の項目については、会長が別海町酪農研修牧場入所式へ出席の際に、新規就農者などと意見交換を行っているということで実績に含めております。34 ページ中段に「農業委員会の点検・評価結果」として令和 6 年度の最適化活動の目標の達

成状況の評語を記載する項目があります。添付は省略させていただいていますが、別途通知によりそれぞれの項目、1 最適化活動の成果目標から新規参入相談会までの実績（達成状況）に応じて点数が割り振られおり、それぞれの合計点に応じた評語が示されております。令和6年度におきましては、5点以上、10点未満に当たる「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という結果になっております。なお、34ページ下段の「推進委員等の点検・評価結果」につきましては、農業委員の活動日数が主な採点の項目となっていることから、提出いただいている活動記録簿から活動日数等を集計し、記載のとおりの割り振りとさせていただいています。

最後に35ページの「III 事務の実施状況」についてです。「1 総会の開催実績」「2 農地法3条に基づく許可事務」「3 農地転用に関する事務」については、令和6年度の総会の開催実績、許可事務等の処理件数について集計を行い、記載しております。また、「4 違反転用への対応」についても令和6年度におきましては、違反転用の実績はありませんので、現状の違反転用面積、違反解消面積も0ヘクタールとしております。

なお、本議案を議決いただいた後には、通知に基づき6月末までに町ホームページで公表を行うとともに、北海道などの関係機関へ報告を行うものとなっております。

以上で議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第8号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、点検・評価に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第8号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第8号を原案のとおり決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。

これをもちまして、第24回総会を閉会します。